

書評

ミッチェル著『中世イギリスに於ける課税』

Taxation in Medieval England. By Sydney Knox Mitchell. Edited by Sidney Painter. [Yale Historical Publications, Studies, XV.] (New Haven: Yale University Press, 1951. pp. 413.)

大川 政 三

一 はしがき

イギリスの租税史に關して吾々は、現在に於いても尙その權威を失っていないダウエルの著作 (Stephen Dowell: A History of Taxation and Taxes in England from the earliest times to the present day, 4 vols, 2nd ed., 1888) に恵まれているが、それには教科書的乃至は参考書の臭味が感じられないでもない。けだし、徴税の時期・種類・理由・方法などに就いての一應の知識をそれに依つて與えられはするが、租税の發展に象徴される社會經濟的變化の底流に迄は觸れていない、或は、觸れているとしても標語的表現と五十歩百歩の程度でしか

ない憾みがあるからである。それ故、ケネディがその著作 (William Kennedy: English Taxation, 1640—1799, An Essay on Policy and Opinion, 1913) に於いて、ダウエルの提供する知識に依據しながらその立法的記述のみに満足せず、租税負擔の配分を中心テーマに思想的側面からそれに迫つていつたことは、ダウエルの缺陷を全面的に充たしとは決して云えぬにしても、充分に意義のある仕事であつた。今ここに紹介しようとするミッチェルの著作は、ダウエルが取扱つた年代に比較すれば極く限られたものであり、亦後述する様にダウエルに就いて云つたと同様の批判を甘受せねばならぬ缺陷を中に含んでゐるが、それには少くとも、ダウエルに感じられなかつた、著者の眼が隅々に光つてゐる。即ち、中世期に於ける租税の發展を王權の伸張に結びつけて考察しようとする。一つの基本的態度に依つて貫かれてゐる。その意味で、ケネディとは別の側面からではあるが、平板な嫌いのあるダウエルの部分的掘下げに成功した功績を、本書も亦擔うに値するものである。

内容の詳細に立入るに先立つて、著者ミッチェルの簡単な經歷を紹介すれば (cf. The American Historical Review, vol. 53, No. 3, Apr., 1948, p. 708) 一八七五年に生れ、七十三回日の誕生日を迎えた週の一九四八年一月二十三日に、ニュー・ヘイブン (New Haven) で急死したと報せられる。その時彼はエール大學の歴史學名譽教授の地位に在つたが、一九四三年には、既に三十六ヶ年間のエール大學教師生活に終止符を打つ

て、第一線から退いていた。そのエール大學から彼は、一八九八年に得業士號を、一九〇七年には博士號を得、一九〇八年以來アメリカ歴史學會の會員にその名を連ねている。彼の専攻分野は、初期アンジュー王朝のイギリスに於ける租税史であつて、一九一四年には、『ジョン王並びにヘンリー三世下に於ける課税の研究』(Studies in Taxation under John and Henry III)と題した書物を公けにしている。筆者は残念ながらこの著書を参照することが出来なかつたけれども、ここに紹介する『中世イギリスに於ける課税』は、前著の發展的研究の成果と思われる。然し、一九五一年に出版された後著は、ジョンズ・ホブキンス大學の歴史學教授シドニー・ペインターが著者の遺稿を整理の上出版したものである。その際努めて原文の姿を生かす様にした爲、行論の過程に洗練性がなく、亦行文に稍々難澁な點のあることは止むを得ない。次に、本書の内容の大凡その輪郭を豫め示しておく。

ヘンリー二世の即位からヘンリー三世の死に至る一世紀と四半世紀(1154—1272)は、租税史上の顯著な變化、即ち、一般の動産・收入税(General tax on movables and revenues)と、カリュキイジ(Carricage)の導入に依つて特徴づけられる。動産資本の蓄積、貨幣流通の増大が、その基礎的條件として前提されねばならぬこと勿論であるが、その導入を必然的たらしめた直接の原因は、先の基礎的條件の成熟に伴う王室政府の貨幣經費増大に歸せらるべきである(p. 3)。即ち、第一

には、官吏數の増加、第二には、戰鬪の長期化並びに騎士武裝費の上昇をその内容とした、戰費の増大、第三には、築城術の進歩、第四には、商品流通の擴大がその取得を可能ならしめた、奢侈品の普及、第五には、固定的王室收入の實質價值を低下せしめた、物價騰貴、などの諸原因に喚起された國王の旺盛な貨幣需要が、かの動産・收入税に依存する必要を愈々多からしめたのである。かかる新税の登場は、政府の行政組織、中央政府權力、或は租税の性格に影響を及ぼさずにはおかなかつた。例えば、税收額に於ける亦納税者の數に於ける異例な増加は、常設の國庫裁判所(regular exchequer)以外に特別な中央機關の設置を不可避的たらしめ、亦、王國內全財産所有者の正確な財産評價を行い、彼等からの確實な徵集を計る爲には、王と彼等との直接的結合關係が要求され、「國民的規模に於ける中央と地方の新たな結合」を生ぜしめた。更に、納税義務者の増加は、従來の慣習に従えば個人的協贊(individual consent)に止まる大評議會(Great council)の決定に、討議不參加者並びに小數意見者をも拘束する團體的協贊(corporate consent)の實質を附與せしめるに至つた。

かくて、本書の著者は、イギリスに於ける十二・三世紀の租税を次の四つの視點から考察する。即ち、

一、中央に於ける收納並びに監査廳の組織(pp. 1—62)

二、地方に於ける課税額査定並びに徵集の機構(pp. 63—110)

三、課税額査定基礎 (pp. 111—155.)

四、課税権協贊の方法 (pp. 156—235.)

がそれである。尙本書は、以上の諸論述に續く四章 (p. 236—399.) を、王領地課税タリッジ (tallage) の起源から消滅に至る詳細な経過の追究に充て、そのことは本書の價值を高める有力な理由ともなつてゐるが、本書全體の構成並びに力點の置き處を考慮すれば、一つの補論と見做し得ぬこともない。最後に、豫め斷わつておきたいことは、本書の表題と内容との間には、若干の年代上並びに領域上の齟齬がある、ということである。即ち、中世と題してはあるが、ミッチェルの主たる關心は先に一言した一五四年から一二七二年迄の間に限られ、その前後は補足的に論及されているに過ぎない。亦、動産・收入税、カリュキッヅ、タリッジのみが彼の主題を構成し、スキュティジ (scutage) の如き他の課税形態は、その主題考究に役立つ限りに於いて説かれてゐるに過ぎない。以下、各章の更に立入つた紹介に移りたい。

二 中央機關

十二世紀に於ける王の收入は、次の如く多様な諸源泉から流入した。王領地地代がその大部分を占める、州及び都市のファーム (farms of the shires and of the towns)、封建的土地保有關係に附帶する諸收入 (feudal incidents)、各種特權に對する支拂金 (fines for privileges of various kinds)、罰金

書 評

收入 (amercements) などがそれである (p. 3)。その他に王は、緊急時の收入調達方法として、封建法上の御用金 (feudal aid)、元來は直臣の從軍義務免除の代償金であつた、スキュティジ (scutage)、或は王領地からの貢納金タリッジ (tallage) などの方法に據ることが出來た。然るに、これら諸源泉からの收入が硬化してヨリ以上の增收を望み得なくなつた時、劃期的な動産税が導入された。それを劃期的と呼ぶ所以は、稅收額の異例な大きき、並びに、膨大な納稅義務者群の發生に在る。その故に、從來の諸收入の收納並びに監査を司つてきた、常設の國庫裁判所のみを以てしては事務を處理し切れず、その負擔輕減の爲に臨時の中央收納機關が設置された (p. 6, p. 11)。

かかる一時的便法の採用は、一一八八年のサラディン十分の一稅 (Saladin tithe) に初まり、その後約百年間繼續されたが、この特別中央機關に負わされた任務は時に依つて相異し、單なる收納局としての役割を果すに止まつたこともあれば、時には現金の保管と支出事務を兼ね、亦地方徵稅人に對する會計監査の權限を附與されることもあつた (p. 23)。後者の場合は、常設の國庫裁判所がそうであつた様に、下級裁判所 (lower exchequer, court of receipt) と上級裁判所 (upper exchequer, court of account) の二部局に分割され、前者は、貨幣の箇數計算、その重量の測定、受領證の交付などの機械的事務を取扱ひ、それらが完了した後の會計監査が上級裁判所の仕事であつた。この監査の統裁責任者には、王に忠誠な、そして通

常は財務に精通する行政録達者が當てられたが、同時に彼等は、王に對する發言力の強い人物であることが必要であつた。本來の徵稅目的とは無關係の費目に王が流用することを戒める爲にである (p. 53)。然し、彼等の王に對する統制力を過大に評價すべきではない。彼等には支出命令權がなく、亦地方徵稅人を指揮命令することも出來ず、それらの權限は擧げて王並びにその高官會議が握るところとなつていたからである (p. 51)。

以上の様な設置理由、組織、並びに權限を有つ中央特別機關は、エドワード一世下 (1272-1307) に入つてその姿を沒した。この種機關を最早や必要としなくなる迄、常設の國庫裁判所が機構を整備するに至つたからである。

三 地方の課稅機構

動產稅の導入が中央に何ら恒久的な組織を残さなかつたのに反し、地方に於ける課稅機構の整備は、ヨリ重要な政治的意義を有つた。即ち、稅收の迅速確實な掌握を王が若し望むならば、彼と納稅者との間に介在する中間勢力を極力排除せねばならぬが、王のこの様な努力は、封建的領主の領主權と衝突することを免れない。既にウィリアム征服王以來王と自由土地保有者 (freeholders) との間には直接的結合關係が指定され、彼等は、王の裁判權に訴訟提起を爲し得る限りに於いて、地方領主から獨立する地位を保持し得ていたが、莊園經濟の生産的

支柱を形成し、領主に人格的にも隸屬する農奴階級 (villains) に對してすら、彼等が動產所有者たる限りに於いて王の課稅權が及ぶ時、封建領主の統一支配權は寸斷の危險に曝されねばならない。従つて、地方に於ける課稅機構の確立とは、封建的領主權の脆弱化を反面に伴つたところの、王權の地方浸透を端的に表示するものに他ならず、本書の著者が、この間の推移を豊富な資料に據つて論證しようとしていることは、まことに興味深い。

ミッチェルに依れば、「新制度の一特色は殆んど發足の當初から用いられ、決して變更されることがなかつた。各州に於ける課稅監督の爲の (通常は中央政府に依つて任命される) 一團の州委員 (county commissioners)、即ちタクサー (taxer) の任命がそれである」(p. 64) この委員任命制が十三世紀に最終的な姿を整えるに至つた時、その構成は次の如くなつていた。即ち、州全般の賦課並びに徵集を統裁する、國王任命の委員が第一グループを占め、各村落内で選舉又は任命された者が第二グループを成した。ところで問題は、右の委員に任命された者が如何なる身分層に屬し、亦如何なる經歷の持主であつたか、ということである。この問題の解明に傾けた著者の努力は、他の容易に模倣し得ぬ程大きく、讀者をして時に倦ましめる程徹底底のであつた。彼の研究に依れば、先の委員中王の直臣 (sancti regis) の列に數えられる者は寥々たるものであり、之に反し彼等の多くは、任命された州内に於いて、長官 (sheriff)

(Hs) 城守 (wardens of castles) 巡回判事 (Itinerant justices) タリッジ委員 (Tallagers) などの要職を現在乃至過去に占め、地方に於ける王の行政官僚を形成していた。これら知り得ることは、彼等委員が、地方官としての経験を有ち、従つて地方事情に明るく、亦國王に對する忠誠を披瀝するなど、その職務に成功を博す不可缺の條件を豫め具備している者から選ばれた、ということである (p. 70)。

然しながら、税の遁脱、偽誓、財産の秘匿が正當視された状況下に、亦外部干渉に憤激する莊園領主の妨害下に、財産の適正評價、迅速完全な租税の徴集を行うには、かなりの困難が伴なつた。例えば、州委員の監督に服す地方審査官 (local jury) をして當該地方の財産評價に當らしめる、地方審査官方式に固執する王に對し、地方領主は、個人の宣誓方式を主張して永く争つた。窮極の勝利は王の側に歸したのであるけれども。(p. 90.)

最後にミッチェルの明快な結論をその儘引用してみよう。

「最貧困者以外の悉くの者を王に結びつける、本來は財政的な、新たな絆が創られていつた。制度が決定的に發展するにつれ、王の代理者が殆んど總ての者の土地に入り込み、彼の財産を評價して、彼から租税を集めた。」「小農民即ち自由土地保有者は、王の代理者と出来る限り上首尾に交渉する様任せられた。このことは直臣の地方政治権力を弱め、彼等の臣下に對する支配は減じた。何故なら、その支配は今やイギリス最強の領主と分た

れたからである。」(p. 110.)

四 税額査定的基础

課税額は、課税の基礎・課税率・免税範圍の三要素に依つて算定されるが、十二世紀に初まる諸税の税額は、財産の價值又は量に比例する様目論まれた。カリュキイジの場合は、一鋤に依つて一シーズン中に耕作し得る面積のカリュキイ (Carucage) の數に、スキュティジの場合は騎士知行 (Knight's fee) の數に、動産税の場合は、動産並びに収入の價值に比例せしめた如くである。これらの中最も多くの税収を擧げ得た動産税は、動産評價額に豫め協賛された課税率の一定割合、例えば十分の一、二十分の一とかを乗じてその税額が計算されるから、財産評價の寛嚴・巧拙が税額の決定を大きく左右する。従つて、課税者、納税者双方の智略・術策が、この財産評價方式をめぐる問題に集中せしめられたのは、當然のことであつた。例えば一九三年の四分の一税に於いて、財産の現實評價を忌避する貴族の爲に、王は屢々示談に依る概算額を受取ることで満足せねばならなかつた。(p. 125.)

先に擧げた三要素の最後に來る免税範圍に就いては、動産税の場合、課税の都度動搖したが、それは、ヨリ多くの税収を容易に擧げる爲の試行錯誤に他ならなかつた。即ち、ヘンリー三世下の動産税を例にとれば、課税財産を明示するか、免税財産を列擧するかの相異が個々の場合に存したけれども、その限定

された範囲内で嚴密な財産評價をヨリ效果的に達成しようとした點は共通であつた。一二二五年の十五分の一税は右の後者の例に屬し、被課税者を、商人以外の聖職者と自由民、商人、並びに農奴の三階級に分類して、その各階級毎に別の免除規定を設けた。(p. 139) このことは、王の官吏の課税に關する知識が豊富化したことを物語ると同時に、財政面からの王權の進出に對抗する貴族の反撥を反映したものである。然し、その反面に於いて、家畜一頭毎に亦穀物の種類品質毎に異なつた評價が下された程、免稅リストに載せられた以外の財産に對する評價は周到を極めた。(pp. 138—139) この二五年の例に反し、一二三二年の四十分の一税令書は課税財産を明示する方法をとり、穀物、耕作組連畜 (plow team)、羊、牝牛、豚、乘馬、鞍馬、役馬のみをそれに含めた。この様に課税對象を狭めたことは王にとつて一見不利な如く思われるが、穀物に關する限りそれは極めて包括的であり、亦評價實施の時期を收穫直後の、同時に家畜生育の最盛期に相當する九月としたことは、範圍の狭少化を充分償うに足るものであつた。(p. 143)

五 課税權の協贊

動産税が前述の如く廣汎な財産所有者層を對象とする時、その課税權は如何なる方法で合法的とされたであらうか。封建的諸關係下に於いて王と直接的結合關係を有たぬ、多數の財産所有者からの強制的取立を合法化する爲には、封建的慣習に據る

とは別箇の權威づけが必要であつた。この問題は、從來租税の發展に於いて最大の關心を集めてきた問題である。「イギリスの國民は王權の制限を大部分その貨幣で購ひ取つた」と屢々云われる如く、課税權附與の問題は同時に議會權力發展の問題でもあつたからである。

然し、十三世紀末に議會がその體裁を整える以前の課税權附與は、議會の前驅的形態とも云うべき王の直臣が構成する大評議會 (great council) の承諾 (consent) に依つていた。その承諾なる概念は、「緊急の必要に臨み領主は、既定の納付金と奉仕とを越える援助を、その封臣に乞う權利を有つ」という封建的觀念の中に、その起源を有つ。(p. 159) それは、領主の懇願に對する承諾であつて、その結果の貨幣的援助は、臣下に依る任意的貢納 (voluntary contribution, gracious aid) たるの性質を有つものであつた。従つて、貢納される金額の決定も、各家臣との個別的談合に委ねられるのが通常であつた。今かかる援助の任意的、個別的性質を念頭に置く時、二つの疑問が提起される。第一は、臣下の側に拒否權があつたかということ、第二は、大評議會の承諾が、その協議に全く參與しなかつた財産所有者、例えば、陪臣 (tear vassal)、或は直臣・陪臣の直轄地に於ける自由民並びに農奴等に對して、どの程度の拘束力を有つたかということである。若し彼等をも拘束する力をもつならば、個別的ではなく團體的な承諾 (corporate consent) と解さねばならない。これらの疑問に對して事實上の承諾

概念は、その任意性の中に強制性を、亦その個別性の中に團體性を含みながら發展していつたのである。(p. 158) この個別的承諾から團體的承諾への變質を無意識の裡に決定つけたのは、二つの異質的要素の結合であつた。その第一は、前述の、緊急時に於ける御用金請求の封建的慣習であり、第二は、その貢納額算定の基礎に或る單位の財産又は收入を選んだことである。形式的には、王に御用金を納めた直臣が、その直後に自己の家庭から同様に御用金を要求した、二重の手續を規則化したに過ぎなかつたけれども、一度び右の二要素の結合が行われると、直臣・陪臣の區別を問はず、亦協議に参加すると否とに拘わらず、總ての財産所有者が王に貢納義務を負うことになり、ここに大評議會の御用金承諾は、一般的財産稅徵收の是認を實質的には意味するに至つた。(p. 160)

一方、財産稅徵收の回數が増し、その慣習化が危懼されるに及んで、拒否權の發展を見、當初の形式的意義に止まる承諾は、言葉本來の、拒否權を含む實質的承諾に進化した。そしてそのことは、財産價格を基礎とする課稅方式と相俟つて、團體的承諾か、全部的拒否かの二者擇一に導き、ここに御用金の個人的色彩は全く消えて、團體的行動が一切を律するに至つた。(p. 163) 然し、大評議會の決定には、王領地の財産所有者迄も拘束する力はなかつた。彼等は、個別的談合に依る概算拂方式のタリッジを納めることに依つて、直接査定方式の財産稅を免れていたのである。可及的多數の財産所有者を財産稅の納付義務者に引込もうとする王の方針が、彼等を漸く捕捉するに至つたのは、一二七五年、各州、各都市からの代表者を大評議會の議に列せしめる様になつてからのことである。(p. 222)

ここで、極めて豊富な原史料に裏づけられた、タリッジの歴史に就いて著者が述べるところを大膽に概括してみれば、十二世紀後半に既に慣例化し、一二七二年迄その徵收は累次にわたつた。その後約三十年間の中斷期を経て、一三〇四年に復活したが、中斷の理由が徵收額の固定化にあつた爲、復活後の傾向として財産評價額にそれを基礎づけようとする努力が拂われた。(p. 225) 王の代理委員との交渉に依つて決定する舊時の方法に比べれば、名稱こそタリッジではあつても、この場合は實質的に動産稅と區別し難い。(p. 306) 故に、一三三二年以降、タリッジの名に依る徵收は止んだが、タリッジの消滅と云うより、動産稅への發展的同化と見る方が寧ろ適當である。

六 結 び

租稅の發生過程を問題とする時、それを近代的集權國家の創成と結びつけることも出来ようし、或は又資本主義の萌芽的發展と裏腹に關係づけて論ずることも出来よう。前者は、徵稅機構の整備を媒介とする王權の全國的伸張に力點を置き、後者は、租稅という貨幣的手段に依る貢納形態に着目して、それを可能ならしめた貨幣經濟の浸潤、動的資産の蓄積、自由財産權の發生など經濟的背景の分析に大きな關心を拂う。この様に一方の

接近方法が政治權力機構乃至は行政制度的側面に偏し、他方のそれが經濟的基礎條件を重視する相異がみとめられるにしても、その結果に於いて説明されることは、何れも封建體制の崩壊に他ならない。けだし、王權の全國的伸張は、封建諸侯の地方權力後退を不可避的に迫るものであるし、他方の貨幣流通擴大に依つて惹起される一連の事實は、農奴の勞働奉仕義務に支えられた封建體制の物的下部構造を動搖させずにはおかないからである。

必ずしも右の二つに限られぬであろうが、租税の生成過程考究の態度を右の様に分類することが假に許されるならば、本書の著者が執つた態度は、前者の例に屬すとみて差支えなく、政治的、法制的現象面の敘述に殆んど總ての精力が費されている。彼の膨大な公文書記録涉獵の努力、問題追究の徹底した態度にも拘わらず、彼の敘述に底の淺さが感じられる所以である。然しこうした批判が生れるのは、經濟的背景の分析に強い關心を抱く者の躑を得て蜀を望む結果であるかも知れず、その爲に、税制面からの王權の伸張を詳細な資料の上に實證づけた彼の貢獻は、いささかも傷つけられるものではない。寧ろ、徒らに經濟史的分析の不徹底さを數かず、彼が提供する知識の經濟史的價値に注目すべきであろう。例えば、動産税の課税客體が自家消費財を除く市場向餘剰生産物に限られていたこと、(p. 139) 亦王領地の田園地域のタリッジ支拂が都市と同程度に迅速であつたこと (p. 277) などは、かなりな規模に於ける商品流通の

存在、貨幣經濟の浸透を推定せしめるし、その納税者の列に農奴までが加えられていることは、(p. 139) 彼等が商品生産者として莊園領主の羈絆から脱していく端緒的傾向の存在を物語るのである。更に、課税の基礎とする収入額の計算に、現金收入のみならず諸種の奉仕義務の、亦物納支拂物の貨幣換算額を算入していることは、(p. 139) 王の貨幣收入増大の欲求が、實物經濟から貨幣經濟への道を早める有力な契機となつたことを暗示する様に思われる。(一九五四・四・四)